

「簡単経理」の利用手順

2018/06/10 改定

1. 「簡単経理」の契約条件

- ①現金売上がある業種（小売業、飲食業、サービス業、理・美容業など）。
- ②当事務所より交通機関を使って 30 分程度の場所にお店又は本社がある。毎月担当者がお伺いしますので札幌市（手稲区、西区、中央区、北区など）、小樽市、石狩市などの近郊に限らせて頂きます。
- ③毎月必ず「日記帳」を作成し、所定の資料を整理してお渡し下さい。
- ④報酬は速やかにお支払い下さい。

※書類が滞るなど条件をお守り頂けない場合には途中でお断りする場合があります。

2. 月額報酬を決定

①売上、店舗数を基準に話し合い、お客様が納得していただいた金額とさせていただきますのでご安心下さい。ただ、お客様が望まれる金額が当事務所の最低報酬に達しない場合にはお断りする場合がございます。

また担当者の経験年数により報酬は異なり、経験の浅い担当者の場合には減額します。ただし、経験が浅い「直接担当」には経験豊富な「サポート担当」の2名体制でお客様を応援しますのでご安心下さい。

②報酬は最初の請求分のみ現金でお支払いいただき、以後毎月指定の預金口座から自動引落となります。

3. 「日記帳」を購入

一冊 300 円で一年分（3,600 円）をお買い上げ下さい。

4. 毎月書類をお預かりにお伺いします。

毎月、**直接担当**がお客様を訪問し「日記帳」、「通帳の写し」、「給与明細」、「領収書等」をお預かりします。

5. 試算表（業績報告書）を毎月お届けします。

最新の業績報告を速やかに郵送します。

6. ご相談への対応

直接担当が訪問した際にご相談いただいても結構ですし、お急ぎの場合にはお電話で**直接担当**又は**サポート担当**にお問い合わせ頂いても結構です。